



## 「介護保険法等の一部を改正する法律の一部」

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年2月7日、国会に提出され、5月26日に成立しました。

目的は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすること。

ポイントは

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
2. 医療・介護の連携の推進等
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

4. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。
5. 介護納付金への総報酬割の導入 とありますが、私たちに関係が深いのは、 II -5. です。

毎月の保険料控除の **介護保険料の計算が改正された** のです。

見直し内容 **平成29年8月分より施行**

- ★ 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- ★ 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)

平成26年度実績ベースで、全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数は、

「負担増」となる被保険者 約1,300万人

「負担減」となる被保険者 約1,700万人 と発表していますが…

【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	総報酬割分	～7月 なし	<b>8月～</b> 1/2	1/2	3/4

わかりづらくて、何のこと?と思われるよね

要するに、各医療保険者(協会けんぽ、組合健保、共済健保)ごとに違っていた介護保険料率が同じになっていきますよというお話です。

ちなみに、協会けんぽの場合には、それほど影響を受けないのでは?といわれています。

次に気になるのが、II -4. です。

見直し内容 **平成30年8月より施行**

- ★ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。

これは、会社員の親世代にもろ反映します。

【利用者負担割合】

平成28年4月月報によれば

受給者全体:496万人

現行制度の2割負担者:45万人

3割負担となり、負担増となる者

:約12万人(全体の約3%)

	負担割合		
	年金収入等 340万円以上	2割	→
年金収入等 280万円以上	2割		
年金収入等 280万円未満	1割	→	1割